



飲食店を営んでいる皆様へ



2019年10月1日から

火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が必要になります

[※パンフレット「あなたのお店に消火器はありますか？」\(日本消防設備安全センターリンク\)](#)

消火器の設置基準が変わります

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消火器の設置義務がなかった延面積150㎡未満の飲食店にも、2019年10月1日から消火器の設置が必要になります。

※現在の消火器の設置基準では、飲食店で消火器の設置が必要な延面積は150㎡以上です。

○新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次の項目の全てに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- ・飲食店部分の延べ面積が150㎡未満
- ・飲食物を提供するため、コンロなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

※コンロなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（調理油過熱防止装置など）が講じられている場合は、消防法による消火器の設置義務はありません。



○消防用設備等の点検と消防への報告（消防用設備等の点検制度）

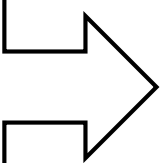
消火器の設置が義務になると、消防法第17条3の3に基づき6カ月ごとに点検し、1年に1回その点検の内容を消防署に報告することが必要になります。

- ・機器点検 6カ月に1回
- ・点検報告 1年に1回

[※消防用設備等の点検の詳細についてはこちらをクリックしてください。](#)

[○消火器の点検支援パンフレット\(総務省消防庁リンク\)](#)

消火器の設置等の相談につきましては、右記の所轄の消防署へお問い合わせください。



問い合わせ先

川越地区消防局	予防課	049-222-0744
川越北消防署	消防課	049-226-7290
川越中央消防署	消防課	049-242-1194
川越西消防署	消防課	049-231-1197
川島消防署	消防課	049-297-1979